

『史記』「張釋之馮唐列傳」の構成について

君島 淳

一、はじめに

従来『史記』を文学作品として捉え、文学的技法や、文体、用字の特徴を、全体を通じて、或いは各編の構成と関連付けて体系的に論じた研究は十分に蓄積されていないと思われる。換言すれば、歴史的事件が『史記』の内部においてどのように表現、構成されているかという問題については、まだ議論の余地があると考ええる。

記述における表現を問題とした場合、ある事件がどのような表現で記述され、その表現を支える言語が文章の中でどのように機能しているのかということに注意を払わねばならない。その際、読者が文章表現上の指標を設定し、読み進めていくことは有効な手段であると考ええる。

『史記』を通読すると、事件が必ずしも時間の流れ通りに、間断なく記載されていないことに気付く。このことは、現実世界の歴史的事件が物理的な時間通りに起きたにもかかわらず、『史記』の中では、事件の起きた時間が錯綜して記述され、表現される事件と表現されない事件がある、ということを意味する。つまり、『史記』の記述上の時間・事件が、作者の手によって再構成されていると捉えることができる。とすれば、事件の時間軸を示す時間表現を指標とすると、従来気付かれにくかった記述上の構造が立ちあらわれてくるはずである。

歴史的事件を記載する『史記』においては、事件の時間軸を示す多種多様の時間表現の用例が確認できる。例えば、王朝及び諸侯国の支配者における治世の紀年や具体的な年月日、干支による表示など、或いは、

あまりにも当然のごとく用いられる「嘗」「及」「後」などが挙げられよう。事件を記述する際にいわば骨格をなす、そうした時間表現はどのように『史記』の中で用いられているのか。以上のような考えに基づき、筆者は以前表現上の問題として『史記』にみられる時間表現の分布状況を調査したことがある。¹この調査によって『史記』ではある特定の篇に時間表現が偏在していることが確認できた。

『史記』の記述において、時間表現がある部分で多用されるとき、その表現形式が、ある隠されたテーマを読者に印象づける機能をもつといえるのではない。今、改めてこうした観点から『史記』の文章を眺めると、歴史的事件の記述の中で、作者の仕掛けた技法を見いだすことができると考える。

そこで本論文では、時間表現が篇の記述において多用され、それが他の表現とともに効果的に機能していることと捉えることができる。「張釋之馮唐列傳」をとりあげる。以下、時間表現の用法をふまえて、どのような要素があらわれ、どのように歴史的イベントが記述されているのか、形式・構成の面から篇の意味を明らかにすることを中心に論じていきたい。

二、「張釋之傳」について

『史記』「張釋之馮唐列傳」は前漢文帝期から景帝期にかけての人物、張釋之、馮唐の伝記を合載する。

「張釋之馮唐列傳」に關し、「太史公自序」では、

守法不失大理、言古賢人、増主之明。作張釋之馮唐列傳第四十二。
(太史公自序 五三頁)²

とあり、「論贊」では、

太史公曰、張季之言長者、守法不阿意。馮公之論將率、有味哉、有味哉。語曰、「不知其人、視其友。」二君之所稱論、可著廊廟。書曰、「不偏不黨、王道蕩蕩。不黨不偏、王道便便。」張季、馮公近之矣。

(張釋之馮唐列傳 一七頁〜一八頁)

とある。「太史公自序」及び「論贊」で述べられる言葉は、その篇に立伝された人物への評価、或いは立伝の理由が記されていると捉えられる。張釋之については「太史公自序」の「守法不失大理」(法を守って大きな道理を失うことはなかった)という点が立伝の理由であろうし、「論贊」の「言長者、守法不阿意」(長者とは何かを言明し、法を守って天子や太子の意に阿らなかつた)「不偏不黨、不黨不偏」(あることに偏らずかたむかない)などの点が評価されているといえる。

確かに張釋之の記事をみると、天子の意に阿らず、進言、意見をし、その度ごとに昇進したことを強調する構成がとられている。しかしその一方で、時間表現を指標としつつ、文章表現そのものに即して読み進めていくと、この伝では数多くの技法が施され、また、極めて構造的に記述され、「太史公自序」及び「論贊」での要素にとどまらないテーマを有していることに気付く。以下、記述の順序に従って確認していく。

「張釋之傳」は彼が昇進し、その時々で就いた官職を示す表現、及びある事件との間隙を示す時間経過表現によって十四の部分に分けることができる。

①張廷尉釋之者、堵陽人也。字季。有兄仲同居。

以訾爲騎郎、事孝文帝。(二頁)

第一段は、彼の人定記述である。出身地、字、及び彼が兄と同居し、「騎郎」となり、文帝に仕えたことが記される。冒頭部分で「張廷尉釋之者」と、姓、官名、名の順に記されるのは『史記』全体を通じて稀な部類に属す。例えば「蕭相國何者」(蕭相國世家)、「陳丞相平者」(陳丞相世家)、「張丞相蒼者」(張丞相列傳)など、前漢帝國建國の功臣であつて相國、丞相となつた人物たちに用いられている表現形式である。この篇では各人物の相國、丞相としての事績を中心に

記事が綴られる。とすれば、異例ともいえるこの形式は張釋之の「廷尉」としてのあり方が以下の記述においてどのようなようであつたか、注意を喚起する。因みに、『漢書』では「張釋之字季」(張馮汲鄭傳)と、「廷尉」の二字を刪去している。

②十歲不得調。無所知名。釋之曰、「久宦、減仲之產、不遂。」欲自免歸。中郎將袁盎知其賢、惜其去、乃請徙釋之補調者。(二頁～三頁)

次段では、「十歲」という具体的な時間経過が示され、騎郎となつた後、十年経つても昇進せず、名を知られることがなく、郷里に帰ろうとしたとき、彼の才能を認めていた袁盎の推薦により、「調者」に昇進したことが記される。

③釋之既朝畢、因前言便宜事。文帝曰、「卑之、毋甚高論、令今可施行也。」於是釋之言秦漢之間事、秦所以失、而漢所以興者、久之。文帝稱善、乃拜釋之爲調者僕射。(三頁～四頁)

次段では、張釋之が、天子に会見できたことが記される。その際、彼は、天子に秦が亡んだ理由、漢が興つた理由を述べたことにより、「調者僕射」に任ぜられる。ここでは「久之」という時間表現を用いることで、文帝が張釋之の意見をじっくりと聞き入れている

ことが示される。『漢書』『張馮汲鄭傳』ではこの二字を刪去している。

ここで「久之」という時間表現について確認しておくと、「久之」は文頭や文中に用いられた場合には「これをひさしくして」と、文末に用いられた場合は「これをひさしくす」と訓読され、時間経過が示される。『史記』において「久之」という用例は全四十例使用されている。そのうち六例が「刺客列傳」に⁴、五例がこの「張釋之馮唐列傳」に使用され、『史記』全体を通じて頻出している。⁵

また、あらかじめ指摘しておく、この段で張釋之が文帝に進言する際、「前(すすみて)」という表現がみられるが、以下の第四段、及び第六段においてもみられ、計三度繰り返して用いられている。また、張釋之の意見に対する文帝の反応を示す表現として、ここでは「文帝稱善」とあるが、以下の第四段で「文帝曰、善」、第六段で「文帝稱善」と、類似の表現が計三度繰り返し用いられている。或いは、「文帝稱善」の直後の助字「乃(すなはち)」は第四段の「文帝曰、善」の直後にもみられ、同一の表現が繰り返されている。⁷これらの問題に関しては第六段の記述において考察を加えることにする。

④釋之從行、登虎圈。上問上林尉諸禽獸簿、十餘問。尉左右視、盡不能對。虎圈畜夫、從旁代尉對上問禽獸簿、甚悉。欲以觀其能、口對響應、無窮者。文帝曰、「吏不當若是邪。尉無賴。」乃詔釋之、拜畜夫爲上林令。釋之久之前曰、「陛下以絳侯周勃何如人也。」上曰、「長者也。」又復問、「東陽侯張相如何如人也。」上復曰、「長者。」釋之曰、「夫絳侯・東陽侯稱爲長者。此兩人言事、曾不能出口。豈數此畜夫謀謀利口捷給哉。且秦以任刀筆之吏、吏爭以亟疾苛察相高。然其敝徒文具耳。無側隱之實。以故不聞其過。陵遲而至於二世、天下土崩。今陛下以畜夫口辯而超遷之、臣恐天下隨風靡靡、爭爲口辯、而無其實。且下之化上、疾於景響、舉錯不可不審也。」文帝曰、「善。」乃止不拜畜夫。上就車。召釋之參乘。徐行問釋之秦之敝。具以質言。至宮。上拜釋之爲公車令。(四頁～五頁)

続いて、張釋之が文帝に従って虎圈に登ったときの事件が記される。虎圈の畜夫が禽獸の簿を流暢に答えられたため、文帝はその男を上林の令に任用しようとした。張釋之が絳侯周勃、東陽侯張相如らが訥弁であったことを挙げ、意見したことで文帝は畜夫を令にすることをとりやめる。宮中までの帰途、張釋之は文帝に

陪乘し、秦の政治の欠点について述べ、それにより「公車令」に拝せられる。

ここでは張釋之が意見を言う際に「久之」という時間表現が用いられ、時間経過が示されている。文帝の詔に対して、この時点ではまだ熟慮し、遠慮がちに意見を表明する張釋之の心理的狀況を示すと捉えられる。それは以下の段にみられる意見の直接的な内容に比べ、この段での意見が、最初に周勃や張相如など具体的な人物を挙げ、間接的に展開していることからも理解できよう。以下の段では意見を言う際「久之」の表現はみられなくなり、それ故にこの段と対照的に張釋之の意見に遠慮が無くなったことをも示す。先と同様に『漢書』「張馮汲鄭傳」ではこの段での「久之」という二字を刪去している。さらに、宮中への帰途の際「徐行」（車をゆつくりと走らせ）とあるように、ここでも文帝が積極的に張釋之の意見を聞き入れようとする姿が示される。なお、「前」「文帝曰、善」「乃」などの表現が繰り返される点に關しては先程指摘した通りである。

⑤頃之、太子與梁王共車入朝。不下司馬門。於是釋之追止太子・梁王、無得入殿門。遂劾不下公門不敬、奏之。薄太后聞之。文帝免冠謝曰、「教兒子不

謹。」薄太后乃使使承詔赦太子・梁王、然后得入。

文帝由是奇釋之、拜爲中大夫。（六頁）

続いて、「頃之」という時間経過表現が記され、太子（後の景帝）が梁孝王と入朝したときに司馬門で下車しなかつたのを不敬であると思われ、殿門で留めたことに對し、文帝は彼を「奇」（ユニーク）であると評価して「中大夫」に拜したことが記される。

まず、冒頭の「頃之」という時間表現について確認しておく、この用例は『史記』の中で全十六例使用され、そのうち「張釋之傳」では三例用いられている。この表現は、「久之」「有頃」などの時間経過表現と同様に、文頭で用いられることにより、ある事件と事件の間に時間的間隙があつたことが示される。つまり、以下の記述で新たな事態が起きたことが示され、前段からは独立したエピソードが始まることを提示する機能を持つ。そしてこの「頃之」という時間表現は、以下、第六段の張釋之が廷尉に昇進するエピソードの最初の部分、第七段の天子が中涓橋にさしかかつた時の事件が始まる部分のそれぞれに、続けて三度繰り返して用いられている。この表現が繰り返して用いられることで、それぞれが独立したエピソードとして強く意識させられ、事態がだんだんと進行していくことが印象

づけられる構成となっている。

第五段の記述に話を戻すと、文帝が薄太后に対し「文帝免冠謝曰」と「冠を脱いで」謝罪したことが記されている。後段との対応関係においてここでは注意を払っておきたい。

⑥頃之、至中郎將。從行至霸陵、居北臨廡。是時、慎夫人從。上指示慎夫人新豐道曰、「此走邯鄲道也。」使慎夫人鼓瑟、上自倚瑟而歌。意慘悽悲懷。顧謂羣臣曰、「嗟乎、以北山石爲椁、用紵絮斷陳、綵漆其間、豈可動哉。」左右皆曰、「善。」釋之前進。曰、「使其中有可欲者、雖錮南山猶有郤。使其中無可欲者、雖無石椁、又何戚焉。」文帝稱善。其後、拜釋之爲廷尉。(六頁〜八頁)

ここでも前段と同様「頃之」によって時間経過が示され、新たなエピソードが積み重ねられる。張釋之はさらに「中郎將」に昇進し、天子の行幸に従って霸陵に行った際の事件が記される。「是時」という時間表で、慎夫人も従ったことが新たに提示され、それを承けてその後の記述が展開されていく。天子が群臣に対し「北山の石で棺を作り、麻や綿を間につめ、漆で隙間を固めておけば、だれも動かすことはできない。」と言ったところ、群臣は阿って「善」と言うが、張釋

之は、棺の中に人が欲しがるものを入れなければよい、と進言する。文帝はこの意見を誉め、張釋之を「廷尉」に拜した。

では、ここで第三段の記述において指摘しておいた「前」「文帝稱善」「乃」等の表現が繰り返されている問題について確認しておこう。まず、「前」という表現だが、文字通り「前に進み出て」という意味で用いられ、進言する際の張釋之の様子を描写する表現である。それと同時に、この「前」字は「すすみて」という言葉自体が持つイメージと重ねあわせられつつ、張釋之の官職の「昇進」と対応し、繰り返して用いられている。この段で彼が廷尉となったことが記された後、彼は死の直前に淮南王の相となるまで廷尉のままである。そして以後の段では進言の際に「前」字が用いられなくなる。

また、「文帝稱善」「文帝曰、善」という繰り返される類似の表現も、表向きには張釋之の意見を称賛し受け容れる寛大な文帝の姿を強調するとともに、「前」という表現と対応して用いられることによって、張釋之が昇進するエピソードを強調し、そのエピソードの推進を支える機能を持つものとなっている。つまりこの段までは、冒頭「張廷尉釋之者」で記述が始まり、

「廷尉」に昇進していくという話が、右のような技法に支えられつつ描かれているのである。

或いは「乃」についてであるが、第三段、第四段で「文帝稱善」「文帝曰、善」と記された後の文帝の対応を示す表現で「乃」という助字が二度繰り返して用いられていた。これは、文帝が張釋之の意見をよい方向に受け止め、寛大な判断・対処をしたことを強調する機能を持つ。それはこの段の同一箇所において「其後」と時間的間隙が記され、張釋之の意見を誉めた文帝の対応が微妙に変化しているのが示されることから見て取れよう。そして以下の段では、張釋之の「廷尉」としてのありようが記述されていくが、同時にそれを承ける文帝の心理的な変化も、異なる時間表現を用いることで効果的に示されていく。

⑦頃之、上行出中涓橋。有一人從橋下走出。乘輿馬驚。於是使騎捕、屬之廷尉ⁱ。釋之治問。曰、「一縣人來。聞蹕、匿橋下。久之、以爲行已過、即出。見乘輿車騎、即走耳。」廷尉ⁱⁱ奏當。一人犯蹕、當罰金。文帝怒曰、「此人親驚吾馬。吾馬賴柔和。令他馬、固不敗傷我乎。而廷尉ⁱⁱⁱ乃當之罰金。」釋之曰、「法者天子所與天下公共也。今法如此、而更重之、是法不信於民也。且方其時、上使立誅之則已。

今既下廷尉^{iv}。廷尉^v、天下之平也、一傾、而天下用法皆爲輕重。民安所措其手足。唯陛下察之。」良久、上曰、「廷尉^{vi}當是也。」(八頁く九頁)

ここでも冒頭「頃之」によって時間経過が示され、新たなエピソードが積み重ねられる。この段では、彼が廷尉となつた後、天子が外出して中涓橋にさしかかった時の事件が記される。橋の下に隠れていた男が走り出し、馬が驚いたため男を捕えたが、張釋之は法に照らし合わせ、罰金刑で済ませようとした。そしてここでは、張釋之の判断に対し、これまで「善」という対応を示してきた文帝が「怒」という態度に変化していることが記される。また、張釋之の意見を聞いた後、文帝が判断を下すまでの時間経過が「良久」という時間表現で示されている。

ここでさらに「良久」という時間表現について確認しておく、この表現は「ややひさしくして」と訓じ、「良(やや)」からも理解できるように「久之(これをひさしくして)」に対して比較的短い時間経過を示すものである。例えば『史記』の中では、誰かに意見を言われた際、その意見が凶星、或いは耳が痛い内容であつたりした場合、または何かを考え込んだ場合、「默然」と黙り込んで、それから「良久」ややしばら

くしてそれを言われた人物が口を開く、という状況下で用いられていることが多い。

再び第七段の記述に話を戻すと、張釋之の意見に対する文帝の態度を記す表現に「良久」という時間表現が用いられることによって、まず表向きには文帝の「怒り」が沈静化するのを表している。その一方で、これまで確認してきた文帝の張釋之への態度の面からみれば、一貫して張釋之の意見に対し「善」と称してきた文帝の寛大な判断に時間がかかるようになったという変化が示されているのである。このことは文帝の「廷尉當是也」と、意見に対する反応を示す言葉が「善」から「是」へと微妙に変化していることにも反映されているといえよう。第五段、第六段、第七段と繰り返して「頃之」という時間表現を用いて表向きには独立したエピソードが積み重ねられているが、それぞれの段で段階的に文帝の変化をも示しているのである。¹⁰

また、廷尉になった時点で張釋之の昇進が止まるのは前段の記述で指摘した通りだが、この段では短い記述の中で煩雑ともいえるほど「廷尉」の語が繰り返される。天子に阿らない公平な態度を貫く理想的な「廷尉」の姿が印象づけられる。『漢書』「張馮汲鄭傳」では ii を「釋之」に変えている。

⑧ 其後、有人盜高廟坐前玉環、捕得。文帝怒、下廷尉治。釋之案律、盜宗廟服御物者爲奏。奏當弃市。上大怒曰、「人之無道、乃盜先帝廟器、吾屬廷尉者、欲致之族。而君以法奏之。非吾所以共承宗廟意也。」釋之免冠頓首謝曰、「法如是足也。且罪等、然以逆順爲差。今盜宗廟器而族之、有如萬分之一假令愚民取長陵一抔土、陛下何以加其法乎。」久之、文帝與太后言之、乃許廷尉當。(九頁〜一〇頁)

続いて「其後」という時間経過表現が記され、さらに新たな事件が起きたことが提示される。この段では高廟の坐前の玉環が盗まれたという事件が記される。

まず、この事件自体に対し文帝が「怒」ったことが示される。そして張釋之が法律通りの判決を言い渡したところ、この判断に対し「大怒」と、文帝は激怒する。「怒」「大怒」と繰り返すことで、これまで張釋之に対して繰り返し「善」と称賛してきた文帝の態度との対照が明確に表れ、文帝に心理的な変化が起こったことが認められる。それに対する張釋之の態度を描写する表現は「釋之免冠頓首謝曰」とある。第五段で指摘しておいた「文帝免冠謝曰」と対応する表現である。第五段では「免冠」して薄太后に謝罪した文帝が、一転して「免冠」する張釋之の謝罪を受けるといふ対照

的な構造によつて、廷尉として極めて真つ當に職責を果たそうとする張釋之を受け容れがたくなつていく文帝の姿が明らかにされる。

その後、文帝は張釋之の言葉を聞いて納得し、判決は妥当だとしたことが記される。だが、そのことを示す記述は「久之、文帝與太后言之、乃許廷尉當」とあり、まず、判断を下すまでの時間的間隙を示す表現が、第七段での「良久」から「久之」という異なる時間表現に変わり、その判断に時間がかかるようになったことが示される。また、第三段での「久之」という時間表現は、文帝が張釋之の意見をじっくりと聞き入れ、二人の良好な関係を示す場面で用いられていたが、それとは対照的に、ここでは二人の関係が以前のようではなくなつていく場面で用いられる。

また、第三段、第四段において繰り返し「乃」という助字が用いられていたが、その場合、張釋之の意見をよい方向に受け止める文帝の判断を示していた。さらに第六段において同一箇所「其後」と時間的間隙が記されているのは文帝の判断が微妙に変化してきていることを示す。そしてこの段での「乃」は、第三段、第四段の「乃」と同一の表現であるが、前段での「乃」が反復して用いられ、文帝と張釋之との良好な関係を

示す機能を有しながら用いられているのに対し、この段では「久之」という時間表現を承けて「やむなく」「仕方なく」などといった、前とは対照的な意味の方向で用いられている。同一表現を対照的に用いることによつて、ますます張釋之を受け容れられなくなつていく文帝の心理状況の変化を強調して示しているのである。さらにこのことは文帝の判断を示す表現が前段で確認したように「善」から「是」へ、そしてこの段では、自ら判断を下すことなく太后と相談し（やむなく）「許」す、と変化していることにも表れている。

⑨是時、中尉條侯周亞夫、與梁相山都侯王恬開、見釋之持議平、乃結爲親友。張廷尉由此天下稱之。

(一〇頁)

この段では冒頭「是時」という、前段の記述とほぼ同時期の事件でありながら、異なる話題が始まることを示す時間表現が用いられ、その当時の状況が挿入される。そこでは、周亞夫と王恬開が張釋之の公平さを見て、交わりを結んで親友となり、このことで張釋之は天下に称賛されることになつたということが記される。文帝、つまり「皇帝」に受け容れられなくなりつつも、張釋之が「天下」には受け容れられ、廷尉として公平で理想的な人物であつたことが前段とは対照的

に示される。

⑩後、文帝崩、景帝立。釋之恐、稱病。欲免去、懼大誅至、欲見謝、則未知何如。用王生計、卒見謝。景帝不過也。(一〇頁)

この段では冒頭「後」という時間経過表現が用いられ、新たな事態が起きたことが示されて記述が始まる。張釋之を受け容れがなくなっても彼を認め、寛大であった文帝が崩御したという事件が提示される。これまでの記述では、良好であった文帝との関係が段階的に齟齬する方向へと向かっていった。ここでその状況は景帝の即位という事態で一変する。ここでの短い句の連続によって、その緊迫感が印象づけられる。しかもここでは、これまで昇進のきっかけとなるいくつもの進言を重ねてきた張釋之が、「自ら」の考えではなく、「他人」である王生の計画を用い危機を脱することが記される。寛大な文帝とは対照的に、相手が景帝ではもはや自らの力が及ばないと考えたのであろう。謝罪した張釋之に対し景帝は張釋之を咎めることをしなかったが、やはり文帝の対応が「善」から「是」そして「許」と変化しつつ示されていたのとは対照的に、ここでは「不過」と、景帝の対応が偏狭であったのを予想させる表現が用いられている。

⑪王生者、善爲黃老言、處士也。嘗召居廷中。三公九卿盡會立。王生老人、曰、「吾鞿解。」顧謂張廷尉、「爲我結鞿。」釋之跪而結之。既已。人或謂王生曰、「獨奈何廷辱張廷尉ⁱⁱ、使跪結鞿。」王生曰、「吾老且賤。自度終無益於張廷尉ⁱⁱⁱ。張廷尉^{iv}方今

天下名臣。吾故聊辱廷尉^v、使跪結鞿、欲以重之。」諸公聞之、賢王生而重張廷尉^{vi}。(一〇頁〜一一頁)

この段では前段で記述に現れた王生と張釋之のやりとりについて挿入的に記される。王生がほどけた鞿（足袋）を、張釋之に跪かせて結ばせた。老人によくへりくだったことで結果的に張釋之の名声が諸公の間で高まるようになったことが記される。この段でも第七段での記述と同様に、張釋之の呼称として「張廷尉」（または「廷尉」）の語が繰り返されている。つまり表向きは、彼が何よりも謙譲の態度をとる「廷尉」であったことが強調して示される。そして、張釋之が諸公に重んじられるようになった、というこの事件が景帝即位後の時点においても記述されることで、張釋之自身が景帝の時代においても文帝の時代と変わらず理想的な「廷尉」であったことが印象づけられる。『史記評林』に引く王維禎の説に「此傳或稱釋之、或稱廷尉、或稱張釋之、或稱張廷尉、各有攸當、非漫語。」と、

張釋之の呼称について指摘があるが、この間の事情について注意が払われているといえよう。『漢書』「張馮汲鄭傳」では i を「張釋之」に、iv を「廷尉」に、vi を「釋之」に変え、v を刪去している。また、次の段の冒頭は「釋之」に作る。

⑫張廷尉事景帝歲餘、爲淮南王相。猶尚以前過也。

(一一頁)

この段では、張釋之が景帝に仕えるようになって、中央政府の官である「廷尉」から諸侯王の「相」へと左遷されたことが記される。「猶尚以前過也」と、第五段にみられる張釋之が中大夫に昇進するきっかけとなった、太子時代の景帝を咎めるといふ一件を、景帝が根に持っていたためであったことが示される。ここに至って寛大であった文帝とそうではない景帝の性格が明らかに對比される。

⑬久之、釋之卒。(一一頁)

この段では、前段で張釋之が淮南王の相となった後、「久之」という時間経過表現が記され、張釋之が死んだことが記される。記述は短く「久之、釋之卒。」とだけ記される。景帝に仕えるようになってからの記事は何も書かれない。換言すれば、景帝との関係においては何も特記すべきこともなくその生涯を終えたこと

が、文帝の時代の記述にあればほど事件が書かれていたのと対照的に記されているのである。何も書かれないことで、文帝と張釋之の良好な関係、文帝の寛大さ、それに対する景帝と張釋之の険悪な関係、景帝の偏狭さ、という対立的構造が浮かびあがるのである。

⑭其子曰張攀、字長公。官至大夫、免。以不能取容當世、故終身不仕。(一一頁)

この段では張釋之の子、張攀について記される。対照的な構造という点からみれば、文帝／景帝という父子の関係、そして張釋之／張攀という父子の関係が見て取れる。そして張釋之の子張攀は、「當世」つまり文帝の子景帝の時代にはもはや受け容れられない存在として示されて、「張釋之傳」は閉じられる。

張釋之の伝記は、以上にみてきたような構造によって構成されているのである。これまで確認してきたエピソード群では表向きは張釋之の昇進、天子に阿らない態度が強調されていると捉えることができる。同時に張釋之の意見に納得し、その昇進を認めたのは他ならぬ文帝であり、「張釋之傳」では寛大な文帝の姿をも強調していると捉えることができる。その一方で、時間表現を多用し、表現を反復させて記し、同一箇所でのその表現を変化させ、皇帝の態度の変化を強調して

いる。「廷尉」の伝記は『史記』では「張釋之傳」でのみ扱われている。法を守り、皇帝に阿らない理想的な最後の「廷尉」の象徴として張釋之が描かれる。そうした理想的な「廷尉」として法を守る当たり前の行為自体、文帝期において皇帝に受け容れられなくなり始める。景帝期に至ってはそのような存在が皇帝のみならず世間にも受け容れられなくなる。つまり、隠されたテーマとしては、皇帝が文帝期から変質していく様子を描き出すことであつた、と捉えられる。

以上、ここでは「太史公自序」及び「論贊」での立伝の理由、評価とは違つた、「張釋之傳」のテーマを、時間表現を指標にしつつ明らかにすることを試みた。

三、「馮唐傳」について

次に、張釋之と合載される「馮唐傳」の場合はどうであろうか。『漢書』は「張馮汲鄭傳」として『史記』の二人に加えて、武帝期の人物、汲黯、鄭當時の伝記をも合載している。『史記評林』が引く王鑿は「二傳皆一時之言、見文帝君臣如家人父子、班固雜以汲鄭即不類。」と指摘するが、それに加えて、「張釋之傳」において確認してきたように、『史記』「張釋之馮唐傳」

が、文帝から景帝への皇帝の性質の変化を描き出す、というテーマのもとで記述されているとすれば、武帝期の、汲黯、鄭當時を合載しないのは意味あることである。

馮唐については「太史公自序」で「言古賢人、増主之明」（いにしへの賢人を述べ、主の明を増した）とあり、「論贊」で「論將率、有味哉、有味哉。」（將帥のありかたを論じたのは味わい深いものがあつた）「不偏不黨、不黨不偏」（あることに偏らずかたむかない）などもあり、これらのことが立伝の理由とされている。このことも含め、以下、記述の順序に従つて確認していく。

「馮唐傳」も、彼が就いた官職を示す表現、及び時間表現によつて五つの部分に分けることができる。そしてその記述は、張釋之とは極めて対照的に描かれている。

①馮唐者、其大父趙人。父徙代。漢興、徙安陵。

唐以孝著、爲中郎署長、事文帝。（二一頁）

第一段は、馮唐の人定記述である。馮唐の場合、祖父の代から書き起こされる。張釋之、馮唐の両者とも、文帝に仕えるまでの経緯が記される。張釋之は兄と同居し、資産家の子弟ということで騎郎となり、文帝に

仕えた。この記述は二つのことを示す。一つは、張釋之が自ら生産手段を持たず兄の生活に寄生していたこと、もう一つは、彼が才能を認められて任官したわけではないということである。それに対して馮唐は、孝行というところで有名であり、そのことによつて中郎署長となり、文帝に仕えた。「孝行」という人格的長所で任官することになったのである。

②文帝輦過。問唐曰、「父老何自爲郎。家安在。」唐具以實對。文帝曰、「吾居代時、吾尚食監高祛、數爲我言趙將李齊之賢、戰於鉅鹿下。今吾每飯、意未嘗不在鉅鹿也。父知之乎。」唐對曰、「尚不如廉頗・李牧之爲將也。」上曰、「何以。」唐曰、「臣大父在趙時、爲官卒將、善李牧。臣父故爲代相、善趙將李齊。知其爲人也。」上旣聞廉頗・李牧爲人、良說、而搏髀曰、「嗟乎、吾獨不得廉頗・李牧時爲吾將、吾豈憂匈奴哉。」唐曰、「主臣。陛下雖得廉頗・李牧弗能用也。」上怒、起入禁中。良久、召唐讓曰、「公柰何衆辱我、獨無閒處乎。」唐謝曰、「鄙人不知忌諱。」

(一二頁〜一三頁)

この段は、文帝に目通りするきつかけについて記される。張釋之は騎郎となった後、十年経つても昇進せず、名を知られることがなかった。張釋之が郷里に帰

ろうとしたとき、彼の才能を認めていた袁盎によつて、ようやく文帝に意見を言える機会が与えられたのである。しかもその際には、後段でも反復強調される「前」字が用いられ、自分から文帝へ進み出たことが記される。それとは対照的に、馮唐が高齢であったことも関係するのであるが、文帝がわざわざ馮唐のもとに向き、文帝の方から馮唐に語りかけていることが示される。

ここで会話文中の呼称に目を向けると、「張釋之傳」では文帝が張釋之を「廷尉」(第七段、第八段)「君」(第八段)と呼んでいるのに対し、「馮唐傳」では「父老」(第二段)「父」(第二段)「公」(第二段)「第三段」と呼んでいる。また、論贊では張釋之を「張季」と字で、馮唐には「馮公」と敬称を付けて対照的に記述している。

第二段の記述に話を戻すと、馮唐と文帝との間で廉頗と李牧が話題にあがった。文帝が、廉頗と李牧を得たなら匈奴の憂いなど無い、と言ったことに対して、馮唐は、上が二人を得ても用いることなどできない、と答えた。すると文帝は怒り、禁中に入ってしまった。ここで「良久」という時間経過表現が用いられる。激怒した文帝が落ち着きを取り戻す時間を示しているの

である。文帝は改めて馮唐を召し、責め、それに対し馮唐は謝罪する。

③當是之時、匈奴新大入朝那、殺北地都尉印。上以胡寇爲意。乃卒復問唐曰、「公何以知吾不能用廉頗・李牧也。」唐對曰、「臣聞、上古王者之遣將也、跪而推轂曰、『闔以內者、寡人制之。闔以外者、將軍制之。』軍功爵賞皆決於外、歸而奏之。此非虛言也。臣大父言、李牧爲趙將居邊。軍市之租、皆自用饗士。賞賜決於外、不從中擾也。委任而責成功。故李牧乃得盡其智能。遣選車千三百乘、穀騎萬三千、百金之士十萬。是以北逐單于、破東胡、滅澹林、西抑彊秦、南支韓・魏。當是之時、趙幾霸。其後、會趙王遷立、其母倡也。王遷立、乃用郭開讒、卒誅李牧、令顏聚代之。是以兵破土北、爲秦所禽滅。今臣竊聞魏尚爲雲中守、其軍市租、盡以饗士卒、私養錢、五日一椎牛、饗賓客軍吏舍人。是以匈奴遠避、不近雲中之塞。虜曾一入、尚率車騎擊之。所殺甚衆。夫士卒盡家人子、起田中從軍。安知尺籍伍符。終日力戰、斬首捕虜、上功莫府。一言不相應、文吏以法繩之。其賞不行、而吏奉法必用。臣愚以爲陛下法太明、賞太輕、罰太重。且雲中守魏尚、坐上功虜差六級、陛下下之吏、削其爵、罰作之。由此言之、陛下雖得

廉頗・李牧、弗能用也。臣誠愚觸忌諱。死罪死罪。」文帝說。是日令馮唐持節赦魏尚、復以爲雲中守、而拜唐爲車騎都尉、主中尉及郡國車士。(一三頁〜一七頁)

この段では、冒頭に「當是之時」という時間表現が記される。この「當是之時」という表現は「當是時」「當此之時」などと同様に、同時期に新たな事態が起きたことを提示するために用いられる。ここでは、匈奴が新たに大いに朝那に侵入し、北地の都尉である印を殺した、という新たな事態が提示される。こうした事態がきっかけとなり、匈奴の害を憂えた文帝は、再び馮唐を召し、廉頗、李牧を使いこなせない理由を質問する。馮唐はここで文帝の質問に対し、その理由を明らかにする。馮唐はその理由を述べる際、上古の帝王が將軍を派遣するときにとつた態度を引き合いに出す。そこでは將軍に対し帝王が、「城門より外のことには寡人が決定する。城門より外のことには將軍が決定せよ。」と言ったことが記される。李牧に関しては「軍の市場から集った税はすべて士卒にふるまうために用いた。賞賜は軍において決め、宮廷に患わされることはなかった。」と記される。「太史公自序」での、「論將率、有味哉。有味哉。」ということに対応する箇所

である。¹²

馮唐はもとの雲中郡の太守であり、今は懲役囚となつてゐる魏尚について語り出す。「軍の税を使つて尽く士卒にふるまい、自分の金を出し、五日に一度牛を殺して賓客や部下にふるまつた。」と、馮唐は魏尚が士卒を仁愛し、理想的な將軍であつたことを示す。その魏尚が懲役囚となつてゐるのは、現在あまりにも文帝の側に問題点が多いためであることを指摘し、その故に文帝が廉頗、李牧などの名將を得ても使いこなせないことを理解させる。この意見を聞いた文帝は「説」よろこび、その日のうちに馮唐を使者にたて、魏尚を赦免させ、馮唐を車騎都尉に拜命したことが記される。率直な意見を喜ぶ寛大な文帝の姿が描かれ、馮唐と文帝の良好な関係も看取される。また、馮唐は一回の意見で一度昇進したことだけが示され、「張釋之傳」が時間表現によつて、いくつもの進言、意見を積み重ねたことが示され、段階的に昇進した構造と対照的であるといえよう。

さらに「張釋之傳」と「馮唐傳」の対照的な点を挙げると、「張釋之傳」での文帝に対する進言、意見はそれぞれ違った場面、状況でなされていたが、「馮唐傳」では、文帝との会話のやりとりはあるものの、そ

こでの話題は戦国時代の趙の名將、廉頗と李牧に関する話題で会話が進行している。つまり「馮唐傳」では異なるエピソードが積み重ねられるのではなく、一つのエピソードが一方方向に進んでいつてゐるのである。或いは、文帝に対する意見の内容について言えば、張釋之は「現在」の法の正当性を力説し、馮唐は「過去」の理想的な將軍のあり方を述べることで文帝を納得させた。ここに現在／過去の対照的な構造が見てとれる。

④七年、景帝立。以唐爲楚相。免。(二七頁)

この段では、「七年」¹³という具体的な時間経過表現が記された後に事態が一変し、景帝が即位したことが記され、馮唐の意見を喜んでくれた文帝が崩御したことが示される。「馮唐傳」においても、馮唐と景帝の関係を示す記事は何も書かれていない。張釋之と同様、中央政府の官である「車騎都尉」から諸侯王の「相」へと左遷されたことだけが記される。景帝と馮唐との関係において何も特記すべきこともなく、さらには、とりたてて楚の相を辞職する理由も示されず単に「免」とだけ記されてゐるのである。

⑤武帝立、求賢良。舉馮唐。唐時年九十餘、不能復爲官。乃以唐子馮遂爲郎。遂字王孫。亦奇士。與余善。(二七頁)

そして記述は直ちに武帝期の記事へと移る。「張釋之傳」では「父」が「當世」に容れられ、「子」が「當世」に容れられなかったことが、傳の末尾で明らかにされる。それとは対照的に、「馮唐傳」では、表面きは年齢の問題もあつたのであろうが、「父」が武帝に仕えず、「子」が武帝に仕えたことが示される。

以上のように、篇の構造からみると「張釋之傳」は時間表現が多用され、「馮唐傳」はそれとは対照的に描かれる。対照的に描かれるからこそ、それに対して、傳の末尾において類似の表現形式で描かれる景帝との関係がより一層浮かびあがる。そして、そこに合載された二人の共通点である、文帝、景帝との関係が立ちあらわれる。以上の点からすれば「張釋之馮唐列傳」では、文帝から景帝にかけて皇帝の性質が変化しているといった過渡期の状況を描き出しているといえよう。ここでは、そのようないわば隠された側面を支える表現形式として、時間表現が有効に機能しているということを明らかにすることを試みた。

四、おわりに

本論文では『史記』において時間表現等を指標とし

たときにあらわれる諸相を明らかにすることを目的とし、篇における人物と漢代の皇帝との関係、或いは漢代の皇帝のありようなどについて、文帝期から景帝期の人物を合載する「張釋之馮唐列傳」をとりあげ、検討した。

皇帝が変質していく様子を表現形式の面から論じた研究は、管見によればあまり蓄積されていないようである。今回、時間表現等を指標にしたことでその変質が描き出されていることを窺うことができたと考えられる。『史記』ではそのような皇帝が変質していく過渡期の状況をも人物の伝記を描く際に構造的な工夫をこらして描き出そうとしているのである。

『史記』において時間表現を指標とすることにより、従来気付かれにくかった構造があらわれるということ、本論文で取り扱った篇にみられた要素に限定されるものではないであろう。『史記』全体を通じて篇自体を越えた枠組を明らかにすることに応用が可能であると考えられるからである。時間表現という指標が、今後『史記』の構造を解明する一つの方法となり得ることをささやかながらも提示できたと考える。

- 1 拙稿『史記』における時間表現について(名古屋大学「人文科学研究」第三十号 二〇〇一年)、『史記』における「久之」について(名古屋大学「人文科学研究」第三十一号 二〇〇二年)
- 2 以下の用例は、瀧川龜太郎著『史記會注考證』より引用した。なお、引用文の後の頁数は、會注考證本の篇ごとのものに拠る。また、引用文中のゴシック体は筆者によるものである。用例中の文字に常用字体を使用したものがあるが、注記はしなかった。
- 3 他には「灌將軍夫者」(魏其武安侯列傳)、「李將軍廣者」(李將軍列傳)の二例がみられる。
- 4 「刺客列傳」における「久之」の機能に関しては杉山寛行氏の論考がある。『刺客列傳を讀む―主題と變奏―』山下龍二教授退官記念中国學論集 一九九〇年
- 5 『史記評林』に凌稚隆の「傳言久之者五、頃之者三。」との指摘がある。なお、「久之」の用例の分布状況は以下の通りである。
- 秦始皇本紀(一例) 河渠書(二例) 田敬仲完世家(一例) 陳涉世家(一例) 陳丞相世家(三例) 絳侯周勃世家(二例) 管晏列傳(一例) 老子韓非列傳(一例) 司馬穰苴列傳(一例) 伍子胥列傳(一例) 蘇秦列傳(一例) 白起王翦列傳(一例) 孟嘗君列傳(一例) 樂毅列傳(一例) 廉頗藺相如列傳(一例) 刺客列傳(六例) 張丞相列傳(二例) 張釋之馮唐列傳(五例) 萬石張叔列傳(一例) 司馬相如列傳(一例) 儒林列傳(一例) 酷吏列傳(二例) 游侠列傳(一例) 佞幸列傳(一例) 日者列傳(一例)
- 6 『史記』における三度の繰り返し、という点について渡邊幸彦氏の論考がある。『史記にみられる「三段表現」』名古屋大学文学部研究論集 文学 三十八 一九九二年) 論者は、『史記』「伍子胥列傳」において三段の構成を形作っている要素を取り出し、同じ事件を扱った『史記』中の他の篇(「呉太伯世家」「越王句踐世家」)及び『左傳』『國語』の文章と比較し、そこにあらわれる文章上の特徴を指摘し、そこから出発して『史記』の中に様々な形であらわれる「三段表現」の果たしている機能について論じているが、この「張釋之傳」自体については触れていない。
- 7 『史記』における反復表現、という点について田中謙二氏の論考がある。『史記における表現の反復』東方學報 二十七 一九五七年 のち『ことばと文学』

汲古書院 一九九三年に所収)

論者は、一、歴史的記述における表現の反覆、二、辯論的言辭における表現の反覆、三、物語的敘述における表現の反覆、四、文學的敘述における表現の反覆の四つの分類をし、それぞれについて具体的な用例を挙げ、考察を加えているが、この「張釋之傳」における表現の反覆については触れていない。

8 「頃之」という用例の分布状況は以下の通りである。

齊悼惠王世家(一例) 絳侯周勃世家(二例)

五宗世家(一例) 伍子胥列傳(一例) 樽里子甘茂

列傳(一例) 廉頗藺相如列傳(一例) 田單列傳(

一例) 刺客列傳(二例) 張釋之馮唐列傳(三例)

李將軍列傳(二例) 汲鄭列傳(一例)

9 『考證』「楓山、三條本、無進字、與漢書合。」とあり、同一表現の繰り返しという観点からみれば「進」字を衍字として扱うのが妥当と思われる。

10 李長之『司馬遷之人格與風格』(上海開明書店 一

九四八年)第八章三節「建築結構與韻律」に『頃之』者見不合法的事情之層見疊出。」との指摘があるが、第六段の記述の内容は必ずしも法に合わないことではなく、この指摘には当てはまらない。

11 『史記』における人称代名詞について、今鷹眞氏の

論考がある。(『史記』における二人称代名詞の特徴について)『中國文學報 第五十六冊 一九九八年』

論者は、惠帝以後の皇帝が用いる二人称代名詞は、臣下に対して「公」もしくは「君」を用いるのが普通となり、怒りに駆られている時も、用語は一、二の例外を除いて変わらない、として「張釋之馮唐列傳」の文帝の張釋之に対する「君」、馮唐に対する「公」という二人称代名詞について、文帝が怒っている時の用例として挙げている。

12 こうした『史記』における將軍のあり方について、

今鷹眞氏の論考がある。(『將軍たちの列傳』名古屋大學中國語學文學論集 第五輯 一九九二年)

論者は、『史記』において司馬穰苴の將軍としてのあり方が理想視されたことを指摘し、司馬穰苴伝において示された、將として重要な、一、君主の容喙を許さぬ威権の確立、二、家・親・わが身を省みぬ態度、三、士卒と苦楽を共にし、士卒より信頼されること、の三点を挙げている。李牧については「廉頗藺相如列傳」の記事をとりあげ、三番目の点が確認できることを明らかにされている。馮唐の会話の中における將軍のあり方で上古の帝王が示したものについては、論者が挙げた三点のうち、一に相当する。

「七年」について『考證』に引く梁玉繩にも指摘があるが、「孝文本紀」によれば匈奴が朝那に侵入したのは孝文前十四年のことで、景帝が即位する十一年前のことである。